

Q14. 現行では、保育士資格と社会福祉士資格については、関連がありません。保育士と社会福祉士との関連づけを図るべきだとお考えですか。下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。

1. 今後、社会福祉士資格と関連づけていく
2. 社会福祉士資格と関連を持たなくてよい
3. その他 ()

VI. 保育士試験による資格取得について

Q15. 現行の保育士資格取得のための試験について、どのようにお考えですか。下記の中から1つだけ選び、○をつけてください。

1. 現行のとおり、資格取得試験だけで保育士資格を取得することができるようにする
2. 今後、資格取得試験については、新たに条件をつけて行う
3. 保育士試験による資格取得は廃止する
4. その他 ()

SQ-1. 上記で「2」に○をつけた方にお聞きします。条件の内容について、下記の中からいくつでも選び、○をつけてください。(複数回答可)

1. 実務経験を課す
2. スクーリングを課す
3. 実習を課す
4. その他 ()

VII. その他

Q16. 保育士養成課程について、望まれる素養・資質も含めて、あなたの意見を自由にご記入ください。

Ⅷ. あなたの学校についてお答え下さい

F 1 貴学の設置主体について、該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------|-------|
| 1. 国公立 | 2. 私立 |
|--------|-------|

F 2 貴学の所属しているブロックについて、該当する番号を○で囲んでください。

- | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 1. 北海道 | 2. 東北 | 3. 関東 | 4. 中部 | 5. 近畿 | 6. 中国・四国 | 7. 九州 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|

F 3 貴学の学校種別について、該当する番号を○で囲んでください。

- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|--------|
| 1. 各種学校 | 2. 専修学校 | 3. 短期大学 | 4. 四年制大学 | 5. その他 |
|---------|---------|---------|----------|--------|

F 4 貴学の保育士養成課程の入学定員について、該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 50人未満 | 4. 150人～199人 |
| 2. 50人～99人 | 5. 200人以上 |
| 3. 100人～149人 | |

F 5 貴学において、学生が保育士と同時に取得することができる資格について、該当する番号を○で囲んでください。

- | | | |
|----------|------------|-------------|
| 1. 幼稚園教諭 | 4. 社会福祉士 | 7. 特別支援学校教諭 |
| 2. 小学校教諭 | 5. 介護福祉士 | 8. その他 () |
| 3. 養護教諭 | 6. 精神保健福祉士 | |

F 6 記入された方の職名について、該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 学長・校長 | 4. 課程主任・コース責任者等 |
| 2. 学部長 | 5. その他 () |
| 3. 学科長・学科主任等 | |

ご協力ありがとうございました。

なお、ヒアリングにご協力いただける方は、下記に養成校名・お名前・連絡先等をご記入ください。

お願いをする場合には、連絡のうえ、ご都合を伺わせていただきます。

養成校名	
お名前	
ご連絡先	電話番号
	FAX番号
	E-mailアドレス

資料 2

指定保育士養成施設の教員に対する
聴き取り調査票
(2007)

1 教育内容について

子どもの最善の利益を保障するために、子どもの保育に加えて、保護者への支援が保育士の業務として平成15年より法定化されています。こうした要請に応えるために保育士養成課程の充実が求められています。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

1-1 現行の教育課程(カリキュラム)について、どのようにお考えですか。

1-2 教育課程について、今後どのようにあるべきだとお考えですか。

1-3 保育実習を今後、どのように充実させていけばよいと思われませんか。

1-4 実習等、養成校と実践現場の協力関係を築くためにどのような方策が必要になると思われますか。

1-5 養成課程の科目や内容について、共通部分を多くするか、独自で設定できる自由度を増やすのとどちらがよいとお考えですか。

1-6 よりよい保育士養成のために、教育の内容や方法などについて工夫していることがあればお聞かせください。

2 国家試験の導入について

医師・看護師・社会福祉士等の国家資格は、養成校で規定の単位を修得した後に国家試験を受験し、合格により、資格・免許を取得することができます。保育士では、養成校で規定の単位を修得して卒業すれば、保育士資格を取得できます。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

2-1 保育士資格取得に際して、養成校卒業に加えて国家試験を課すことについて、どのようにお考えですか。

3 保育士資格のあり方について

保育士は、保育所を含む児童福祉施設全般を対象として、子どもの保育と保護者への支援を行う資格です。このことについてあなたのお考えをお聞かせ下さい。

3-1 保育士が対象とする児童の年齢の範囲について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

3-2 保育士を現行のように総合的な資格とするか、あるいは領域別(例えば保育・障害・医療・虐待・家庭支援など)に分けるかについて、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

4 保育士養成年限等について

現行の保育士資格は、2年制による養成を基盤とする単一資格です。保育士養成課程の修業年限について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

4-1 保育士養成課程の修業年限について、どのようにお考えですか。

5 保育士資格と他資格等との関連について

保育士には地域の子育て家庭への支援が求められ、認定こども園も発足しました。こうした動向の中で、保育士と近接他職種の免許・資格との関係について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

5-1 保育士資格と幼稚園教諭免許との関係についてどのようにお考えですか。

5-2 保育士資格+1年間の介護福祉士養成課程における単位取得により介護福祉士資格を取得できますが、今後はどのようにしていくのがよいとお考えですか。

5-3 保育士資格と社会福祉士資格との関係について、どのようにお考えですか。

6 保育士試験について

保育士資格取得には、養成校を卒業すること、保育士試験に合格することの2通りの方法があります。この保育士試験について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。

6-1 保育士試験について、どのようにお考えですか。

7 その他、保育士養成課程について全般的に

7-1 保育士養成課程全般について、ご意見等がありましたら、お聞かせ下さい。

厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業
「保育サービスの質に関する調査研究」

[IV] 総括研究報告書

(平成20年度)

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

保育サービスの質に関する調査研究

平成20年度 総括研究報告書

主任研究者 大嶋 恭二

平成21（2009）年3月

はじめに

我が国の児童福祉施設の働き手の中心である保育士の資格の法定化（国家資格化）が平成15年11月から施行されてはや5年が過ぎた。ちなみに、平成18（2006）年10月1日現在の社会福祉施設従事者総数1,289,673人のうち、328,298人が保育士及び児童生活支援員（保育士資格所有者が主）であり、社会福祉施設で働いている従事者総数の実に4分の1以上（25.5%）を占めている。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等に続いて国家資格化された保育士は、専門職として、利用者をはじめ社会から認知を受けるためには、多様な保育ニーズに応える質の高いサービスを提供できる専門性の確保が必須のことである。

特に、今日の保育・福祉ニーズの多様化など、児童を取り巻く環境の変化を背景に、保育士に求められる役割が増大し、また関係機関との連携の必要性も高まっている。保育士は、共働き世帯の増加や家庭、地域における児童の養育力の低下による多様な保育ニーズへの対応のほか、子育て家庭への支援、児童虐待による被虐待児や発達障害児への対応、さらには、保育と教育を一体とした総合施設（認定こども園）の制度化に伴う幼稚園教諭との連携など、その専門性に大きな期待が寄せられている。このようなことから、その社会的要請に応えるべく、多様な専門性や資質を備えた保育士を養成するため、現在は幼稚園教諭免許とは異なって単一資格となっている保育士資格そのもの、及び現行の2年間で基本とする修業年限及びカリキュラム等の養成課程のあり方、また保育士を養成する施設（学校）の施設・設備すなわち、教員の研究室、図書館（図書室）、実習室等の学習環境のあり方等の検討が必要とされるに至っている。

このような問題意識に基づき保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、筆者を主任研究者として、平成17（2005）年度には「保育士養成施設の教育環境に関する調査研究」を実施し、平成18（2006）年度から平成20（2008）年度にかけては「保育サービスの質に関する調査研究」（厚生労働科学研究費補助金による政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】）を実施している。

本報告書は、平成18（2006）年度から平成20（2008）年度の3年間の計画で実施している「保育サービスの質に関する調査研究」のうちの最終年度（平成20・2008年度）の研究結果の報告である。

研究の初年度（平成18年度）は、保育士を受け入れる児童福祉施設現場に対するアンケート調査と、有識者、学識経験者に対するヒアリング調査を実施した。

2年目にあたる平成19年度は、保育士を養成する指定保育士養成施設（養成校）に対して、前年度の児童福祉施設とほぼ同じ内容の質問項目でアンケート調査を実施し、ヒアリング調査は、保育士養成校の教員に対して行った。

3年目にあたる平成20年度は、過去2年間の研究結果を踏まえて、保育士の職場である各種児童福祉施設の利用者（保護者、当事者等）に対するヒアリング調査等の補足的調査を行うとともに、研究の全体的なまとめを行った。

これらの調査から貴重なデータ、見解など有益な情報を得ることができ、保育士資格及びその養成のあり方に多大な示唆を頂いた。多忙な中、協力を惜しむことのなかった関係各位に心から感謝申し上げる次第である。

平成21年3月

共立女子大学
大嶋 恭二

研究組織

【主任研究者】

大嶋 恭二 共立女子大学

【分担研究者】

石井 哲夫 社会福祉法人嬉泉
大場 幸夫 大妻女子大学
小沼 肇 静岡英和学院大学
金子 恵美 日本社会事業大学
高野 陽 東洋英和女学院大学
柴崎 正行 大妻女子大学
西村 重稀 仁愛女子短期大学
増田 まゆみ 目白大学

【研究協力者】 (50音順)

赤坂 榮 足立区教育委員会
石井 章仁 城西国際大学
尾木 まり 子どもの領域研究所
金森 三枝 東洋英和女学院大学
三溝千景 田園調布学園大学
塩谷 香 東京成徳大学
高橋 貴志 白百合女子大学
西海 聡子 宝仙学園短期大学
守山 均 日本福祉大学
矢藤 誠慈郎 愛知東邦大学

平成 20 年度総括研究報告書

目 次

はじめに
研究組織
目次

第 1 章 研究の意義・目的・方法	261
I. 研究の意義	
II. 研究の目的	
III. 研究の方法	
第 2 章 保育士養成における利用者の意向に関する調査	263
I. 目的	
II. 方法	
III. 調査結果	
IV. 考察	
第 3 章 保育士養成課程(カリキュラム)案	269
I. 前提 (基本的な考え方)	
II. 保育士養成課程(カリキュラム) A 案	
III. 保育士養成課程(カリキュラム) B 案	
第 4 章 4 年制保育士資格とステップアップの仕組み	279
I. 保育士養成の現状	
II. これまでの経緯(先行研究調査の結果)	
III. 本研究の結果	
IV. 他領域におけるステップアップの方法	
V. ステップアップの方法	

第5章	大学院における保育士養成	289
	I. 有識者及び学識経験者への調査から	
	II. 養成校への調査から	
	III. 考察	
第6章	養成施設卒業時に(国家)試験を課すことについて	293
	I. 国家試験制度導入を研究課題とする理由	
	II. 保育士国家試験の考え方	
	III. 保育士国家試験試案	
第7章	保育士試験について	305
	I. 調査結果から	
	II. 考察	
第8章	結果の要約と考察	307
	I. 保育士養成における利用者の意向に関する調査	
	II. 保育士養成課程(カリキュラム)	
	III. 4年制保育士資格とステップアップの仕組み	
	IV. 大学院における保育士養成	
	V. 保育士養成施設(養成校)卒業に加えて国家試験を課すこと	
	VI. 保育士試験について	
第9章	まとめ	319
	I. 保育士の性格	
	II. 保育士養成課程(カリキュラム)	
	III. 大学院における保育士養成	
	IV. 保育士養成施設(養成校)卒業に加えて国家試験を課すこと	
	V. 現行の保育士試験	
おわりに		323

第1章 研究の意義・目的・方法

I. 研究の意義

今日我が国の児童福祉施設での働き手の中心的存在である保育士が平成13年の児童福祉法の一部改正(平成15年11月施行)で法定化(国家資格化)されている。

そもそも国家資格とは、国会での審議に基づき制定された「法律」によって位置づけられているものであり、「保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」(児童福祉法18条の4)と定義している。すなわち、保育士とは、保育士の名称を使用して児童の保育及び保育に関して保護者の指導を行うことを業とする者であって、保育士登録簿に登録をした者となっている。また、同法では保育士としての信用失墜行為の禁止、守秘義務、保育士資格所有者以外の者が保育士の名称の使用禁止(名称独占)並びに罰則規定などを明確に示している。

法施行前の保育士資格は、昭和23(1948)年の児童福祉法施行令第13条において、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する者を保育士といい、厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者、保育士試験に合格した者をもってこれに充てる」とし、児童福祉施設で保育士としての業務を行うことを認めている任用資格であり長い歴史を持っていた。

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等に続いて国家資格化された保育士は、専門職として、利用者をはじめ社会から認知を受けるためには、多様な保育ニーズに応える質の高いサービスを提供できる専門性の確保が必須のことである。近年の少子化傾向の中での児童の社会性育成の機会の縮小、児童虐待の増加に典型的に見られる家族の養育機能の脆弱化など、児童・家族問題の多様化、複雑化に対応できる力量が保育士に要請される。保育士の職務の独自性として、「児童の生活に直接関わり援助しながら、個々の児童の発達を支援する」(注1)ことがあげられるが、この児童の保育・養護に加えて、保護者への保育に

関する指導、すなわち親、家族に対する相談援助や、地域社会の中での子育て支援が保育士の職務として要請されるにいたっている。保育所を中心とした多くの児童福祉施設の中で、保育士という職務が、児童・家族を、そして地域をより身近に捉えて総合的に家族支援ができる可能性のあることを踏まえてのことである。

今日の時代・社会が要請する高度な専門性を備えた保育士とその養成はいかにあるべきか。現行の保育士資格及びその養成のあり方に関する検討は喫緊の課題となっている。本研究では、その専門性に大きな期待が寄せられていることから、その社会的要請に応えるべく、多様な専門性やその資質が十分担保できるような優秀な人材を育成するため、保育士資格(現行の単一資格)や養成課程(現行の2年間の修業年限やカリキュラム)のあり方等について考えるものである。

また、本研究は、地域における子育て支援の中核的役割を担う保育士の質及び専門性の向上など保育施策の目的に合致するものであり、保育士資格そのもの及びその養成のあり方についての具体的な提言は、今後の行政による保育士養成や保育のあり方に係る施策検討において反映できるものである。

II. 研究の目的

近年の保育需要の多様化や被虐待児、発達障害児への対応など、児童を取り巻く環境の変化を背景に、保育士には、児童福祉施設において直接子どもの保育、養護にあたるとともに、保護者への支援、地域の子育て家庭への支援などその専門性に大きな期待が寄せられている。本研究は保育士の質及び専門性の向上を図る観点から、その養成のあり方について幅広く研究することを目的としている。

平成18年度は保育士を受け入れる児童福祉施設に対するアンケート調査と児童福祉施設関係有識者及び学識経験者等に対するヒアリング調査を行った。また、平成19年度は指定保育士養成施設(養成校)に対して、同様の内容でアンケート調査及び、養成校教員に対するヒアリング調査を行った。

これらの調査から、児童福祉施設現場、保育士養成校とも、保育士資格を現行の2年間養成を基

盤とする単一資格とするよりも、幼稚園教諭免許のように二種（短期大学等）・一種（大学等）・専修（大学院）のように段階化する、あるいは2年間養成を基礎資格としながら4年制にステップアップする、また年齢別・領域別に分けるよりも総合的な資格とする、「実習を課す」などの条件の下に現行の保育士試験の制度を継続すること等々について肯定的に評価していることが明らかになった。なお、保育士としての専門性の一定水準の確保のために、養成校卒業に加えて国家試験を課すなど何らかの仕組みを作る必要性については、児童福祉施設現場の7割以上が必要としているのに対して、養成校側は約4割と両者の間に差が見られた。

平成20年度は、平成18、19年度の研究の結果を踏まえて、現行の2年間養成を基盤とする単一資格という保育士の性格、養成年限、養成課程（カリキュラム）、さらには、現行の保育士試験による資格取得のありかた等々についての具体的なモデルを構築し、社会・時代の要請する保育士及びその養成のあり方についての提言を行うものである。

Ⅲ. 研究の方法

現行の保育士資格及び保育士養成のあり方カリキュラム、養成年限等について、平成18年度は、下記の二つ、すなわち、

- (1) 児童福祉施設及び障害者施設等に対するアンケート調査
- (2) 児童福祉施設等の有識者及び学識経験者に対するヒアリング調査

調査を実施した。

これを踏まえて、平成19年度は同様の内容について、

- (3) 全国保育士養成協議会加盟校（平成18年4月現在415校）に対するアンケート調査
- (4) 全国保育士養成協議会加盟校教員に対するヒアリング調査

の二つの調査を実施した。

平成20年度は、平成18、19年度の研究結果を踏まえて、児童福祉施設の利用者（保護者、当事者等）に対するヒアリング調査等の補足的調査を行うとともに、研究の全体的なまとめを行うこととした。具体的には、現行の2年間養成を基

盤とする単一資格という保育士の性格、養成年限、養成課程（カリキュラム）、保育士試験による資格取得のありかた等々についての具体的なモデルを構築し、社会・時代の要請する保育士及びその養成のあり方についての検討を行うものである。

（注1）

『保育士養成資料集 第31号』 社団法人全国保育士養成協議会 2000年10月 71頁

本報告は、その時点の保育士資格の法令上の位置づけについての詳細な研究であり、社団法人全国 保育士養成協議会専門委員会の平成12年度研究『保育士養成課程と関連する専門職養成課程の比較研究』の収録である。

第2章 保育士養成における利用者の意向に関する調査

I. 目的

本研究の過去2年にわたる調査においては、保育士が就労することの多い児童福祉施設や障害者施設の施設長、及び保育士養成指定施設の教員を対象に、保育士養成のあり方についての考え方を調査し、検討してきた。本年度は、利用者としての意見や意向を利用者本人及び保護者から聴取することにより、保育士養成のあり方を検討するための資料とすることを目的に行う。

II. 方法

1. 調査方法

半構造化面接に基づく個別インタビュー調査を行った。調査対象者1人当たりにつき所要時間約30分～80分、調査対象者の了解を得てインタビュー内容は録音し、記録を作成した。倫理的配慮として、調査後に記録内容を調査対象者に確認を依頼し、了解を得た。

2. 調査時期

調査は、平成20年9月に実施した。

3. 調査対象

調査対象は利用（経験）者本人又は保護者とした。2006年調査では、児童福祉施設を保育所、養護系施設、障害児系施設、障害者系施設、児童館の5分類にしたが、本調査においては保育所、養護系施設、障害（児・者）系施設の3類型とした。調査対象は、保育所の保護者2名、養護系施設利用経験者3名、障害系施設の保護者2名計7名であった。

4. 調査内容

(1) 調査対象者のプロフィール

利用する（した）児童福祉施設の種別、利用年数、公立・私立の別、利用者本人との関係、年齢、

福祉関係領域の学習及び就労経験、保育士資格の有無、施設職員の中での保育士の識別の可否

(2) 利用者及び保護者にとっての望ましい保育士像

良かった経験、助かった経験、困った経験

(3) 保育士養成課程への示唆

1) 養成期間・専門領域

2) 実習

3) その他（国家試験、試験保育士）

その他）

(4) 現任研修、就労体制等について

III. 調査結果

1. 調査対象者のプロフィール

調査対象者は、保育所利用経験のある保護者2名（保護者団体代表、保育関係団体勤務・保護者会会長）、障害系施設利用経験のある保護者2名（障害者団体会長、保育所勤務経験者）、養護系施設利用経験者3名であった。なお、養護系施設利用経験者については、施設職員のうち誰が保育士であるかどうかは識別がつかないという前提で調査を実施した。

2. 望ましい保育士像

調査対象者に、利用者または保護者にとって望ましい保育士像を、これまでの経験から語ってもらった。その際に、保育士と他の職員の識別がつかない場合は、直接利用者に関わる職員について語ってもらった。「望ましい保育士像」を引き出すために、「保育士（職員）のどんなところが良かったか」、「嬉しかったこと」、「助かったこと」、また、逆に「困ったこと」、「イヤだったこと」などについて尋ねた。その結果、抽出することができた内容を以下に示す。

(1) 子ども主体

「子どもの視点で、子どもにとってどうか」を考えられる職員や、「子ども中心の視点」をもつ職員の必要性があげられた。また、「保育士が子

ども1人ひとりを見ていない」という不満をあげ、「子どもへの関わり方が本当に子どもの気持ちを考えてのことなのかが気になる」との指摘もあった。

(2) 子どもへの愛情

「子どもに愛情を注ぐことができる」保育士であることがあげられたが、子どもに注ぐ愛情は以下のような行動から判断されている。

保育所では、「抱っこ」や「連絡ノートへの愛情あふれる言動」、「子どもが保育士にべったりくっついてくれている」、「親にはなく、子どもによく声をかけてくれる」、「連絡帳のエピソードを通じて、可愛がっていると感じられる」などがあげられた。また、障害系施設では、「子どもと接する姿を見て、子どもの反応により、大事にしている」ことがわかると指摘された。

子どもへの愛情を保護者が感じるにより、保護者は子どもの「心が満たされている」ことを知り、また、「子どもが楽しく1日を過ごしてくれる」と思えることにより、安心感が得られると語られた。

(3) 親身になる

意見をあげたのはすべて養護系施設の利用経験者である。集団生活におけるさまざまな体験の中で、自分のことに限らず、1人ひとりの子どもに向き合う職員の姿を感じたエピソードが語られた。

それらの場面は、年齢が低い子どもや新たに入所したばかりの子ども、あるいは、長期休暇に帰省することができない子どもに対して、また、受験勉強や非行の問題が生じたときなどが例としてあげられた。

その際の職員の行動は、「親身になって向き合う」、「付きっきりでいる」、「不安を聞いてくれる」、「1人にならないようにしてくれた」、「気遣ってくれて、残っていてくれた」、「こまめに見に来てくれる」、「マンツーマンでつきあってくれた」などと語られ、集団としての子どもではなく、1人ひとりの子どものニーズに応えようとする姿が語られた。

また、高校生になると、職員の気遣いにも気づくようになり、「忙しそうではあったが、親身になってくれていることがわかってきた」と語られ

た。

非行が発覚した際のエピソードでは、自分の好きな指導員の涙を見ることにより、「その時は心底反省した」と語っている。

また、小さい時から担当職員が配置されている施設で育った調査対象者は、「自分には親代わりのように、一緒にご飯を食べ、勉強をさせられた。よくケンカをした」と、1人の担当職員との個別で継続的な関わりを持ちながら成長したことを語った。

子どもから見た職員の姿は、「自分（子ども）を理解しようとしてくれているのか、仕事と割り切ってやっているのかによって違う。人と人とのつながりとして接してくれる職員が良かった」という語りにも象徴されるように、職員の存在の中に仕事ではない、仕事が終わっても終わらない人間的なつながりを求め、それが見いだせる職員を評価する姿がうかがえた。

(4) 子どもの人権の尊重

子どもの叱り方などを中心として、子どもの人権の尊重の必要性が指摘された。すなわち、「養成課程において、子どもの権利とは一体何かを身につけてほしい」という意見である。保育士は、「子どもの世界観、人生観に影響を及ぼす大事な仕事」であり、「大人は圧倒的に子どもより強い」ということを子どもの側にたった目線で意識することや、「子どもも1人の人間であることを肝に銘じてほしい」、「子どもの権利を守る保育をする」ことを理解してほしいという意見があげられた。

保育士は「意外に自分はできているつもりでいることもあるので、子どもの権利を守っていない具体的な事例を提示する方がわかりやすい」という意見があった。

インタビューの中で具体的な事例としては、昼寝をしない子どもへの対応についてなどがあげられたが、子どもへの叱り方として、「子どもが調子に乗ってしまうときに、何が悪いかを子どもに説明をせずいきなり注意する姿」が見られることや、「他の子どもがいないところで、その子どもの発達に応じた叱り方をしてほしい」という要望が述べられた。

以上は保育所におけるものであるが、養護系施設の利用経験者からも、叱り方について、「優れ

た職員は、子どもを叱ることができる人であり、上からモノを言うのではなく、子どもの目線で言ってくれる。そうではない職員は感情に任せて怒るだけだ」と指摘した。感情に任せて怒っている職員の姿はその対象が自分である時もそうでない時もいずれも不快であったことを語っている。

さらに、施設内で表面化しないいじめについて、それを職員に報告する（いわゆる「チクリ」）ことにより、さらに窮状に追い込まれる可能性のある子どもが、「職員に言っても無駄」と諦めている状況を察して、職員の方から気づいてほしかったという希望を述べている。

(5) 保護者への対応

保護者への対応については、保護者支援が良好に行われている側面と、コミュニケーション能力に問題が見られる側面の両面から指摘された。

良好な支援が行われている例の一つは、「働いていることを応援してもらえて、支えられた」というものである。保護者としての頑張りを求められることはプレッシャーになるが、職業人として共感や理解を示されることが保育者への信頼につながる。また、保護者の話を「親身になって聞いてくれるので救われている」との意見もあり、「できなくても力になろうと聞いてくれる姿勢がありがたかった。話をする時間を作ってくれたり、常にどうなったのかを気にかけてもらえ心強かった」とも語られている。

一方、問題として指摘されたことは、問題整理能力、コミュニケーション能力、保護者支援のスキル不足などであり、とりわけ「伝え方」への指摘が多かった。

まずは、「保護者が何を求めているか」を聞く必要がある、それがわかった段階で、如何に伝えるかを考えることになる。その時に、「何を伝えて、何を伝えないかの判断も必要になる」ことが指摘された。また、必ずしも保育士に非がある場合ばかりではなく、保護者に問題がある場合や保護者の好ましくない言動などもあるが、保護者との関係をプロとしてカバーしていくスキルの必要性が指摘された。また、他の保護者から聞こえてくる「保育士にこんなことを言われた」という内容は、「裏を返せば、こういうことを言いたかったのではないかと推察することができる場合もあり、伝え方の悪さが指摘されている。

また、信頼関係を結びやすくなる手法として、「まず良かったことを伝えて、それからできなかったことを伝える」というような方法を取ることで、保護者が相談しやすくなることが語られた。障害児の場合には、家庭でもできる小さいことでも助言を受け、「成功体験を共有し、子どもの変化が喜べる」ことが大事であることが指摘された。

(6) 障害の受容に大事な時期の保育士との関わり

保護者の障害受容における保育士の役割についての意見があげられた。保護者の障害受容は容易なことではないが、保護者が早期に障害受容できることが、「子どもの人生の幅を広げるためにも大切であるが、その事実を受け止めるための手伝いができるのが保育士」であると指摘された。

「言葉だけで事実を伝えるのではなく、実際を見せて、良い支援を伝えると（保護者は）納得ができる」ため、子どもが困っている状況をどうすればよいかを子どもの視点に立って考え、保護者に伝えられるスキルが求められている。

また、通園施設で「子どもが自然体でいられるように見守ってくれている」と感じる事ができ、親子とも受け入れてもらえる安心感があることが語られた。

(7) 保育士に求められる素養

その他、保育士に求められる素養として、「創意工夫のセンス」があげられた。困った場面でアイデア出しや実践が如何にできるか、そのセンスが必要と指摘された。

また、養護系施設では、退所児童が施設を訪問する際に、知っている職員が「ウェルカムな雰囲気」を醸しだして迎えてくれるのに対して、当人を知らない職員のウェルカムではない態度に対し、施設で育った自分たちにとってその施設の人々が家族であることへの理解を求めている。

3. 保育士養成への示唆

(1) 養成課程で最低限、身につけてきてほしいこと

保育士養成課程で最低限身につけてきてほしいこととしてあげられたのは主として以下の内

容である。

- ・年齢にあった発達段階の理解と、それぞれの段階での関わり方
- ・幼児教育のより高潔な考え方や理論
- ・子どもの発達や個人個人に適した質の高いおもちゃや絵本であそべる環境がつけられる豊富な知識
- ・「子ども好き」だけではないプラスアルファ
- ・子どもを預けた時にホッとできる、保護者へのケア

(2) 養成年限

現行資格についてはそのままでも良いが、専門性を高めるために、より高度なものも付加していくことへの意見があげられた。

(3) 専門領域

養成課程で保育士の専門領域を絞り込むことについての考えは、発達心理学などを深めて、保護者ニーズに対して理論に基づいた保育ができるようにすることや、学童期以降に対応する保育士の専門化、小児保健や障害についての知識を深め、小児科とは異なるケアのできる保育士の存在の必要性などが語られた。

また、学ぶ人にも選択肢を用意し、モチベーションを高める必要性も指摘された。

一方で、子どもの育ちを考えると、0歳から18歳まで育つ過程は保育士が押さえておくべきことであることが指摘された。

(4) 実習について

実習については、まず、実習期間を長期化することの必要性があげられた。その中で、日々子どもを見る視点や、何をねらいとして保育をしているかなどを学び取ることが必要と指摘された。また、生きた情報として具体例を通じて学生が学ぶことができるように、学生に考えさせ、それに対して指導者がコメントし、フィードバックをし、さらには複数の人が評価することが必要だという意見もあげられた。

また、実習生を受け入れる保育所の保護者としては、「子どもがいろいろな年代の人と関わりながら育ってほしいので、いろいろな人が保育所に出入りすることはよい」という意見があげられた。

一方、養護系施設の利用経験者からは多くの意

見があげられた。

その一つは、年齢が低い時は実習生が好きだったが、「また来るよ」と言って帰って行く実習生がまた来ることは絶対なく、入所児童が保護者から味あわされた失望体験を実習生自身が子どもたちにさせていることに気づいていないことが指摘された。

また、実習生は小さい子どもたちとかかわることが多く、年長児童にはあまり話をするともないが、年長児童と話をすることで施設のことや入所児童のことをより理解できるし、また、入所児童自身も施設での生活以外のことを知ることを求めているという意見があげられた。

一方で、施設は入所児童の生活の場であるにもかかわらず、挨拶や自己紹介もせず話しかけてくる実習生に、自分たちの生活のルール（初めて会う人への挨拶）は最低限してほしいとも語られた。

(5) 試験制度等について

養成校卒業生の国家試験については、専門性の向上のためにも、また意欲のある質の高い保育士を養成するためにも、導入されることが望ましいという意見があげられたが、その一方で学力以外の「人を受容できる心」などの適性を判定する仕組みの必要性についても指摘された。

また、保育士試験については、これを反対する意見もあげられたが、何らかの形で実習を取り入れる仕組みを導入し、子どもが1日の大半を過ごす保育所がどういうところを身をもって知ってほしいという意見があげられた。

一方、保育士以外に加えて持つ方がよいと思う資格や内容については、保育士資格に加えて看護師資格があると、医療的なケアのできる保育士ができるというものや、障害のある子どもへの関わり方を学ぶことが指摘された。

4. 養成校卒業後のステップアップ

養成課程で身につけることが求められること以外にも、現場に出てからでなければ学ぶことができないこともあるのではないかという意見があげられた。

養成校を卒業して、すぐに保育士として仕事をするのは保育士にも大変な面があり、経験を積み

ながら、保護者支援のスキルを積んだり、あるいは、障害児への対応のスキルを持つなど、「なんらかのランクアップ」の必要性が指摘された。

また、子ども、保護者、職員間でコミュニケーションが取れることや、子どもを主体にした保育のあり方、つまり、保育の計画ありきではなく、子どもの今の姿を認めて保育の組み立てができるようになることも、現場にでてから学び取っていくことであることが指摘されている。

さらには、保育方針や保育内容、保育環境等について、職員間で論理的に考え、議論し、実践していくために議論を重ね、「保育の練り込み」をしていく必要があり、そのためにはディベートの技術や常識を学び、保育士が発言をし、議論できるようにする必要があることがあげられた。

IV. 考察

調査対象者からあげられた望ましい保育士像についての意見では、「子ども主体」、「子どもへの愛情」、「親身に向き合う姿勢」「障害の受容への援助」など子どもや保護者の立場に立ち、個別に対応することのできる保育士（職員）の姿が実在の姿として評価される一方で、「子どもの人権の尊重」や「保護者への対応」（特にコミュニケーションスキル）においては、問題となる保育士の姿が具体的な例示とともにあげられ、改善すべき課題が指摘された。

また、これらの課題は保育士養成課程においてのみ改善されるものではなく、養成課程における基礎的な専門知識の習得を土台とし、現場に出たからの専門職としての経験と振り返りの積み重ねにより、獲得されていくものであることが示唆された。そのような意味合いからは、昨今規制改革会議等で提案される、子育て経験者に短期間の研修受講を義務づけた形での保育従事者の育成は利用者及び保護者らの要望する保育士の専門性とは乖離があると考えられる。